

新

(取引報告書の記載事項等)

第三十条 (略)

2 法第四十一条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

五 顧客が法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家(以下「適格機関投資家」という。)又はこれに相当する外国の法人その他の団体(次号において「適格機関投資家等」という。)であつて、書面又は情報通信を利用する方法により当該顧客からあらかじめ取引報告書の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該顧客からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されているもの

六 顧客(適格機関投資家等を除く。)が有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三条に規定する認可投資顧問業者と同法第二条第四項第一号に規定する契約を締結している者であつて、当該契約に基づく取引について次に掲げる要件のすべてを満たすもの

イ 書面又は情報通信を利用する方法により、当該顧客からあらかじめ取引報告書の交付を要しない旨の承諾を得ること。

ロ 当該顧客に対し取引報告書に代わる書類を遅滞なく交付すること。

ハ 当該顧客又は当該認可投資顧問業者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていること。

3 証券会社は、前項第一号、第二号又は第六号ロに規定する書類又は取引契約書(以下この条において「書類等」という。)の交付に代えて、次項に定めるところにより、顧客の承諾を得て、当該書類等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電磁的方法(第二十九条の二第一項第一号ニに掲げる方法を除く。以下この条において同じ。)により提供することができる。この場合において、証券会社は、当該書類等を交付したものとみなす。

4〜6 (略)

7 第二項第五号及び第六号イ、第四項並びに第五項の「情報通信を利用する方法」とは、次に掲げる方法とする。

一〜二 (略)

8〜9 (略)

旧

(取引報告書の記載事項等)

第三十条 (略)

2 法第四十一条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

五 顧客が法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家(以下「適格機関投資家」という。)又はこれに相当する外国の法人その他の団体であつて、書面又は情報通信を利用する方法により当該顧客からあらかじめ取引報告書の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該顧客からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されているもの
(新設)

3 証券会社は、前項第一号又は第二号に規定する書類又は取引契約書(以下この条において「書類等」という。)の交付に代えて、次項に定めるところにより、顧客の承諾を得て、当該書類等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電磁的方法(第二十九条の二第一項第一号ニに掲げる方法を除く。以下この条において同じ。)により提供することができる。この場合において、証券会社は、当該書類等を交付したものとみなす。

4〜6 (略)

7 第二項第五号、第四項及び第五項の「情報通信を利用する方法」とは、次に掲げる方法とする。

一〜二 (略)

8〜9 (略)

(別紙1)

(参考人等に支給する旅費その他の費用)
 第六十一条 法第九十一条の規定により、参考人又は鑑定人には、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)の二級の職員に支給する旅費に相当する旅費を支給する。
 2 (略)

別表第八(第六十条第二項関係)

法定帳簿の種類	記載事項	記載要領等
一 注文伝票	(略)	一〇一三 (略) 十四 顧客名については、第三十条第二項第五号及び第六号の規定により取引報告書を交付しない顧客の場合であつて、当該顧客と当該顧客の資産に係る運用指図者が異なるときは、運用指図者から受注した売買取引について当該運用指図者とする。この場合においては、その旨を表示する。
二 取引日記帳	(略)	一〇一九 (略) 十 委託者の氏名又は名称及び相手方の氏名又は名称については、第三十条第二項第五号及び第六号の規定により取引報告書を交付しない場合であつて、当該委託者又は相手方と当該委託者又は相手方の資産にかかる運用指図者が異なるときは、運用指図者から受注し約定した売買取引について当該運用指図者とする。この場合においては、その旨を表示する。
三 (略)	(略)	(略)
五 トレーディング商品勘定	(略)	一〇一九 (略) 十 相手方の氏名又は名称については、

(参考人等に支給する旅費その他の費用)
 第六十一条 法第九十一条の規定により、参考人又は鑑定人には、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)の三級の職員に支給する旅費に相当する旅費を支給する。
 2 (略)

別表第八(第六十条第二項関係)

法定帳簿の種類	記載事項	記載要領等
一 注文伝票	(略)	一〇一三 (略) 十四 顧客名については、第三十条第二項第五号の規定により取引報告書を交付しない顧客の場合であつて、当該顧客と当該顧客の資産に係る運用指図者が異なるときは、運用指図者から受注した売買取引について当該運用指図者とする。この場合においては、その旨を表示する。
二 取引日記帳	(略)	一〇一九 (略) 十 委託者の氏名又は名称及び相手方の氏名又は名称については、第三十条第二項第五号の規定により取引報告書を交付しない場合であつて、当該委託者又は相手方と当該委託者又は相手方の資産にかかる運用指図者が異なるときは、運用指図者から受注し約定した売買取引について当該運用指図者とする。この場合においては、その旨を表示する。
三 (略)	(略)	(略)
五 トレーディング商品勘定	(略)	一〇一九 (略) 十 相手方の氏名又は名称については、

元帳		第三十条第二項第五号及び第六号の規定により取引報告書を交付しない場合であつて、当該相手方と当該相手方の資産にかかる運用指図者が異なるときは、運用指図者から受注し約定した売買取引について当該運用指図者としてすることができる。この場合においては、その旨を表示する。
六 (略)	(略)	(略)
七 顧客勘定元帳	(略)	一〇五 (略) 六 単価については、第三十条第二項第五号及び第六号の規定により取引報告書を交付しない顧客との間で同一日における同一銘柄の注文を一括することについてあらかじめ当該顧客の同意がある場合には、同一日における同一銘柄の売買の単価を平均した単価で記載することができる。この場合においては、その旨を表示する。
八〇九 (略) 十三 取引残高報告書	(略)	一〇三 (略) 四 顧客が外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行及び日本国が加盟している国際機関であつて、書面又は第三十条第七項に規定する情報通信を利用する方法により当該顧客からあらかじめ取引残高報告書の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該顧客からの取引残高に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、交付をしないことができる。 五 顧客の請求により取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書が交付さ

元帳		第三十条第二項第五号の規定により取引報告書を交付しない場合であつて、当該相手方と当該相手方の資産にかかる運用指図者が異なるときは、運用指図者から受注し約定した売買取引について当該運用指図者としてすることができる。この場合においては、その旨を表示する。
六 (略)	(略)	(略)
七 顧客勘定元帳	(略)	一〇五 (略) 六 単価については、第三十条第二項第五号の規定により取引報告書を交付しない顧客との間で同一日における同一銘柄の注文を一括することについてあらかじめ当該顧客の同意がある場合には、同一日における同一銘柄の売買の単価を平均した単価で記載することができる。この場合においては、その旨を表示する。
八〇九 (略) 十三 取引残高報告書	(略)	一〇三 (略) (新設) 四 顧客の請求により取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書が交付さ

れる場合であつて、取引報告書又はこれに準ずる書面(以下「取引報告書等」という。)が交付され、当該取引報告書等の記載内容どおり受渡済である旨の記載が取引残高報告書にある場合には、当該取引報告書等において確認できる記載事項のうち、顧客名、銘柄、受渡日、当該取引に係る受渡決済後の金銭及び有価証券の預り残高以外の記載事項を省略することができる。

六 取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する場合には、当該顧客口座における金銭残高(当該取引に係る受渡決済後の金銭残高を除く。)、有価証券残高(当該取引に係る受渡決済後の有価証券の預り残高を除く。)、信用取引等の未決済勘定明細及び評価損益等に係る記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付することに代えて定期的に交付することができる。

七 信用取引、先物取引、オプション取引、選択権付債券売買、先渡取引、有価証券店頭指数等スワップ取引及び有価証券店頭オプション取引に係る記載事項のうち、取引報告書等において確認できるものについては、顧客名、約定年月日、銘柄、取引の種類、数量、手数料以外の記載事項を省略することができる。

八 単価については、第三十条第二項第五号及び第六号の規定により取引報告書を交付しない顧客との間で同一日における同一銘柄の注文を一括することについてあらかじめ当該顧客の同意が

れる場合であつて、取引報告書又はこれに準ずる書面(以下「取引報告書等」という。)が交付され、当該取引報告書等の記載内容どおり受渡済である旨の記載が取引残高報告書にある場合には、当該取引報告書等において確認できる記載事項のうち、顧客名、銘柄、受渡日、当該取引に係る受渡決済後の金銭及び有価証券の預り残高以外の記載事項を省略することができる。

五 取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する場合には、当該顧客口座における金銭残高(当該取引に係る受渡決済後の金銭残高を除く。)、有価証券残高(当該取引に係る受渡決済後の有価証券の預り残高を除く。)、信用取引等の未決済勘定明細及び評価損益等に係る記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付することに代えて定期的に交付することができる。

六 信用取引、先物取引、オプション取引、選択権付債券売買、先渡取引、有価証券店頭指数等スワップ取引及び有価証券店頭オプション取引に係る記載事項のうち、取引報告書等において確認できるものについては、顧客名、約定年月日、銘柄、取引の種類、数量、手数料以外の記載事項を省略することができる。

七 単価については、第三十条第二項第五号の規定により取引報告書を交付しない顧客との間で同一日における同一銘柄の注文を一括することについてあらかじめ当該顧客の同意がある場合に

十四 (略)	(略)	(略)
		<p>ある場合には、同一日における同一銘柄の売買の単価を平均した単価で記載することができる。</p> <p>九 第三十条第三項から第六項までの規定は、取引残高報告書及び三二のその他の取引報告書に準ずる書面の交付について準用する。</p> <p>十 第六十条第八項に規定する取引残高報告書の写しの保存については、同条第一項第七号に規定する顧客勘定元帳及び同項第九号に規定する保護預り有価証券明細簿に取引残高報告書控えを兼ねる旨を表示することにより、これに代えることができる。ただし、顧客勘定元帳及び保護預り有価証券明細簿が取引残高報告書と同時に機械処理により作成されている場合に限る。</p> <p>十一 有価証券等清算取次ぎについては、作成することを要しない。</p> <p>十二 事故処理に係るものについては、記載を省略することができる。</p>

十四 (略)	(略)	(略)
		<p>は、同一日における同一銘柄の売買の単価を平均した単価で記載することができる。</p> <p>八 第三十条第三項から第六項までの規定は、取引残高報告書及び三二のその他の取引報告書に準ずる書面の交付について準用する。</p> <p>九 第六十条第八項に規定する取引残高報告書の写しの保存については、同条第一項第七号に規定する顧客勘定元帳及び同項第九号に規定する保護預り有価証券明細簿に取引残高報告書控えを兼ねる旨を表示することにより、これに代えることができる。ただし、顧客勘定元帳及び保護預り有価証券明細簿が取引残高報告書と同時に機械処理により作成されている場合に限る。</p> <p>十 有価証券等清算取次ぎについては、作成することを要しない。</p> <p>十一 事故処理に係るものについては、記載を省略することができる。</p>